7　法第二百七十一条の二十二第一項第十五号に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であって、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であって、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ　当該保険持株会社又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ　当該株式会社に当該保険持株会社又はその子会社が出資しているもの

二　事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であって、第五項第二号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画を実施している会社

8　第四項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあっては、当該保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

［項を削る。］

［項を加える。］

5　前項に規定する会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない限り、当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当するものとする。

6　前二項の規定にかかわらず、第五十六条の二第二項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を専ら営む保険持株会社の子会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険持株会社に係る法第二百七十一条の二十二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一　新規事業分野開拓会社（第五十六条第五項第一号から第三号までに規定する会社並びにこれらの会社のほか、会社であって、その議決権を保険持株会社又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により取得されたとき（当該会社の議決権が当該保険持株会社又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、最後に取得されたとき）に同項第一号から第三号までに規定する会社に該当していたもの（その議決権が当該保険持株会社又はその子会社により新たに取得されない場合に限る。）をいう。）　その議決権の取得の日から十五年を経過する日